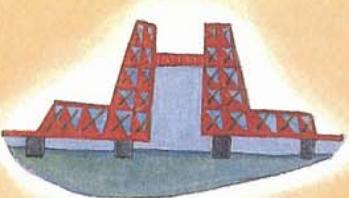
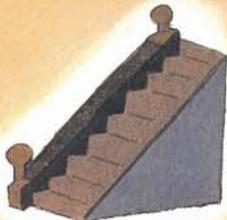
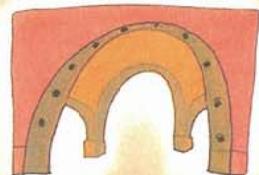
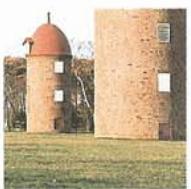
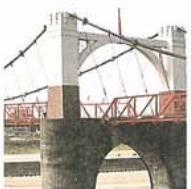
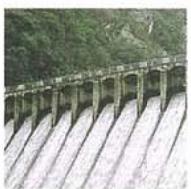
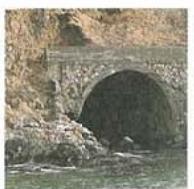
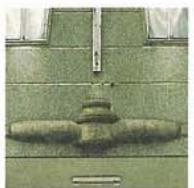


建物を活かし、 文化を生かす。

登録有形文化財建造物のご案内

文化庁





古き良き建造物を

残してゆく、

新しい支援制度が

できました。

私たちのまわりには、残してゆきたい風景が意外にたくさんあります。たとえ身近な建造物であっても、ふたたび造ることのできないものなどは、立派な文化財。この数々の建造物を守るために、文化財を資産として活かすことを支援する新しい考え方の制度が平成8年できました。〈文化財登録制度〉です。

◎文化財登録制度はヨーロッパをはじめとする世界各国ですでに定着し、文化財保存に大きな役割を果たしています。



資産として活かし、
文化として生かす。
「ゆるやかに守る」という
発想です。

たとえば、
煙突や堀も対象です。
建築後50年の建造物は、
文化財。



〈文化財登録制度〉の新しさは、文化財を自由に活用できることにあります。今まで通りに使うのもよし、事業資産や観光資源に利用しても結構です。外觀を大きく変えなければ、内部を改装し、たとえばホテルやレストラン、資料館などとして活用することができます。事業展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財をゆるやかに守つてゆくという制度です。

それは、
新しい発想、
やわらかいしくみ。
文化財を
活用しながら
保存する
〈登録制度〉です。



登録有形文化財の対象となる建造物の種類

◆ 建築物

住宅・事務所・工場・社寺・公共建築など



◆ 土木構造物

橋・トンネル・水門・堤防・ダムなど



◆ その他工作物

煙突・堀・櫓など



文化財登録となると、さまざまな優遇措置が、さまざまなものがあります。事業資産としての有効活用を支援します。

◎厳密な保存のある従来の〈文化財指定制度〉に比べて、その考え方も諸規制も、ゆるやかな制度です。

◎くわしい基準は六ページをご覧ください。

登録することは、不自由になることではありません。

◎四

登録することで、規制に縛られることはあります。改造する場合も禁止事項はなく、外観が大きく変わってしまう場合などに届出の必要があるだけです。目的に合わせた活用や改変が可能です。所有者は修理や管理について国(文化庁)に技術的なアドバイスを求めることができます。

たとえば
事務所なら



窓を
変えたい!

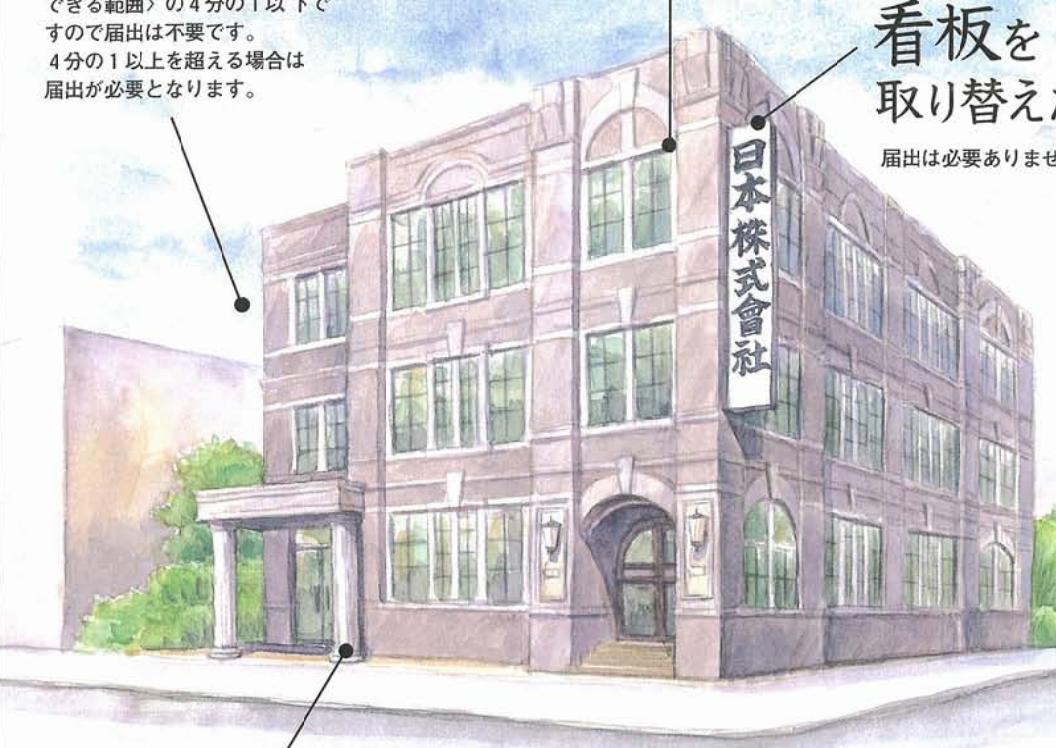
届出は必要ありませんが、
できるだけ元のイメージを
残すことをおすすめします。

看板を
取り替えたい!

届出は必要ありません。

改築したい!

たとえばこの場合は〈通常見
できる範囲〉の4分の1以下で
すので届出は不要です。
4分の1以上を超える場合は
届出が必要となります。



1階を喫茶店として
活用したい!

外観を変えない場合は届出はいりません。
外装材を変えて活用したり、入り口を設置
したりしても〈通常見できる範囲〉の4分
の1以下であれば届出は必要ありません。

【外観は変えず、内部のみを喫茶店にした場合】



たとえば
洋館
なら

【屋根の形や勾配を変えた場合】

【スレート屋根を赤瓦に変えた場合】



屋根を
変えたい！

材料の取り替えなどは、一部分であれば届出は必要ありません。屋根の形が変わってしまうほどの大規模な変更については、届出が必要な場合もあります。

雨樋を
つけたい！

届出は必要ありません。

空調を
つけたい！

届出は必要ありません。

窓を
変えたい！

届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

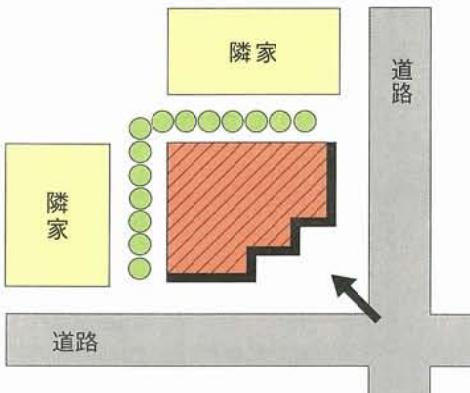
外壁を
変えたい！

通常見できる範囲の4分の1以下であれば届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。



【通常見できる範囲】とは

建築物の場合、【文化財としての価値がある部分】のうち、外壁と屋根が該当します。ただし、正面だけが道路に面し、両隣に別の家が接する敷地に建てられたものは、正面の壁と屋根だけが該当します。



【文化財として価値がある部分】とは
文化財が建てられた当時の形を維持している部分が該当し、増築された部分や後に大きく形や材質がかえられてしまった部分は含みません。

増築したい！

たとえばこの場合は【通常見できる範囲】の4分の1を超えるので届出が必要です。

届け出が
必要になります。



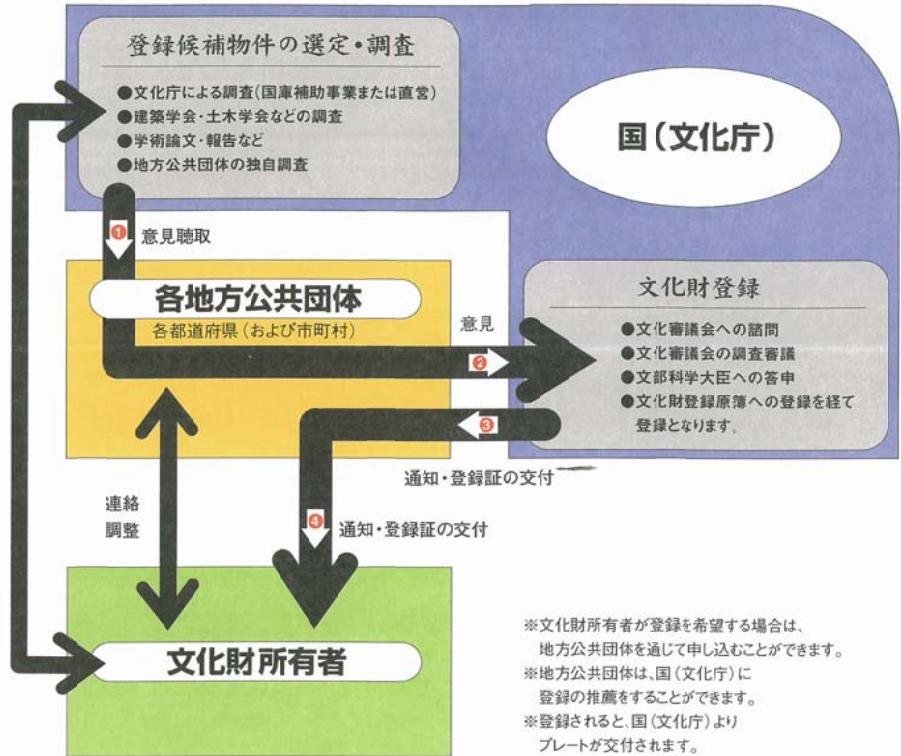
登録有形文化財にあてはまる建造物の基準

左表の「**○**」をもつた基準においては、ある建造物が登録の資格を持つています。
具体的な例については、これに限定されるものではなく、学界等の学术団体や教育委員会の調査報告書で評価されているものほとんどは基準を満たしているといえます。

築後50年を経過している建造物で

基 準	具体的な例
国土の歴史的景観に寄与しているもの	● 特別な愛称などで、広く親しまれている場合 例) ○○○の洋館 ×××の赤レンガ
造形の規範となっているもの	● デザインが優れている場合 例) ゴシック様式の教会 古典様式の銀行
再現することが容易でないもの	● 優れた技術や技能が用いられている場合 例) なまこ壁の住宅、優れた欄間彫刻を持つ書院
【届出が必要となる場合】	● 滅失 (滅失の事実を知った日から10日以内に届出) 登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には水害による流失や火災による焼失などが該当します。
【届出が必要でない場合】	● 現状変更 (現状変更(じじょうへんし)とは、30日前までに届出) 登録有形文化財建造物が何らかの原因で破損・損傷してしまった場合です。なお、その破損等の範囲が甚大なもの以外は、届出は必要ありません。

【登録有形文化財建造物】の登録までの流れ



登録すると適用される優遇措置

- 保存・活用するために必要な修理の設計監理費の2分の1を国が補助
- 敷地の地価税を2分の1に減税(地価税法施行令第17条第3項)
- 家屋の固定資産税を2分の1に減税(地方税法)
- 相続財産評価額を10分の3控除(国税庁通達)
- 改修などに必要な資金を日本政策投資銀行より低利で融資(融資条件等詳細については、金融機関にお問い合わせ下さい)

【届出が必要となる場合】

【届出が必要でない場合】

【届出が必要となる場合】	● 珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ないとされている場合 例) 黒漆喰塗の町屋
【届出が必要でない場合】	● 所有者の変更 旧所有者は、登録証を新所有者に引き渡します。また、新所有者は20日以内に届出を行ないます。 ※所有者の変更とは、所有者の氏名・名前を変更する場合や、住所を変更する場合や、所有者の性別を変更する場合等のことを指します。
【届出が必要でない場合】	● 現状変更 (現状変更(じじょうへんし)とは、30日前までに届出) 登録有形文化財建造物では、移築する場合や、変更する範囲が、「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合が該当します。

